

# 命を守るため早めの避難行動を！

☎総務課 総務係 ☎ 52-5802

毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、大雨、暴風、河川の氾濫、高潮、高波などにより、大きな被害が発生しています。災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなどから入手し、危険な場所に近づかないようにして、『早めの避難』を心がけましょう。

	警戒レベル	住民に行動を促す情報 (避難情報など)	住民がとるべき行動
高い ↑	5	緊急安全確保 (市区町村が発令)	<b>命の危険！直ちに安全確保！</b> 避難所などへの立ち退き避難が危険な場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所に移動して緊急安全確保の行動をとりましょう。ただし、安全を確保できるとは限らないため、警戒レベル4 避難指示までに必ず避難しましょう。
	4	避難指示 (市区町村が発令)	<b>危険な場所から全員避難</b> 危険な場所から全員避難(立ち退き避難または屋内安全確保)しましょう。 ※土砂災害は立ち退き避難が原則です。
危険度 ↓	3	高齢者等避難 (市区町村が発令)	<b>危険な場所から高齢者などは避難</b> 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、乳幼児などの要配慮者とその支援者は避難しましょう。その他の人も避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。
	2	注意報 (気象庁が発表)	<b>自らの避難行動を確認</b> ハザードマップなどで自宅や施設などの災害リスクを確認したり、避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認しましょう。避難情報などを把握する方法や自らの避難行動を確認しておきましょう。
低い	1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める防災気象情報などの最新情報に注意して、災害への心構えを高めましょう。

## ◇安全な親戚・知人宅への避難

普段から災害のときに避難することを相談しておきましょう。

## ◇安全な宿泊施設などへの避難

町の内外を問わず、安全が確保できる宿泊施設への避難も、事前に検討をお願いします。

## ◇屋内安全確保（警戒レベル5）

安全が確保できる場合の建物の高層階への避難や、自宅の2階以上への避難など、事前に確認することも必要です。備蓄品の確保・確認をお願いします。

## <避難所について>

### ■町が開設する避難所

避難所の開設状況は、防災行政無線、町ホームページ、田布施メール配信サービス、田布施町LINE公式アカウントおよび自主防災組織の連絡網などでお知らせします。また、町の避難情報はテレビなどにも情報提供しています。

自主避難する人は、食事や飲料水などの生活用品の携行をお願いします。

### ◇大雨や台風など

大雨や台風などで災害が発生するおそれがあるときは、1次避難所を開設します。

また、1次避難所の開設前にも、あらかじめ避難を希望する人のために、保健センターを避難所として開設することがあります。

※保健センターは、指定緊急避難場所、福祉避難所として指定しています。



### ◇津波・高潮など

津波・高潮などで災害が発生するおそれがあるときや、災害が発生したときは、田布施南地域防災センター（浜城）、麻郷小学校、スポーツセンター、田布施農工高等学校、西田布施公民館などを指定避難所（2次避難所）とします。



### ◇その他大規模な災害

その他大規模な災害が発生するおそれがあるときや、災害が発生したときは、その災害の状況に応じて、町内の公共施設や民間施設などを指定避難所として開設します。



▲田布施町ホームページ



▲田布施町LINE公式アカウント

1次避難所	電話番号	住所
城南公民館	52-2054	宿井 1066-1
西田布施公民館	52-4448	下田布施 2210-1
東田布施公民館	52-3786	波野 2208-7
麻郷公民館	55-5202	麻郷 1512-1
田布施南地域防災センター	55-0002	麻郷 3399-5

## 『災害時避難行動要支援者支援』をご活用ください

この制度は、台風や地震などの災害時に、避難支援の必要な人が事前に『災害時避難行動要支援者』として登録しておくことにより、地域で支援を受け、安全に避難できるようにするものです。町は避難の支援をしてもらうための台帳整備を行います。

### ■対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者（在宅ひとり暮らし高齢者含む）
  - ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
  - ③ 身体障がい者のうち障害程度が1級および2級
  - ④ 知的障がい者のうち療育手帳A
  - ⑤ ①～④に準じる状態にある人および本制度の支援が必要と判断される人
- ※要介護認定（要介護度3以上）の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人など

### ■登録方法

登録を希望する人は、町民福祉課福祉係（1階④窓口）で手続きをしてください。

### ■支援の内容

#### ◇避難情報（高齢者等避難、避難指示）の伝達

次の順番で情報伝達を行います。

- ① 避難行動要支援者（本人）
- ② 避難支援者（避難支援プランで指定する順番に連絡）
- ③ 緊急時の連絡先として指定された家族・親族など
- ④ 担当民生児童委員

#### ◇避難支援

避難情報の発令時に、申請者が支援プランの中で定めた支援者が、避難所への移動の付き添いや車での搬送などを行います。

### ■問合せ先

町民福祉課 福祉係（1階④窓口）  
☎ 52-5810